契約書面

本書面はお申し込みいただいたご旅行のお取引条件を記載した重要な書面となります。お客様の責任において、必ず保存または印刷の上、保管していただくようお願いいたします。

お申し込み内容

プラン 2019年01月04日

ご旅行期間	2019年01月30日(水) ~ 2019年02月01日(金)	プランコード	18022105297
プラン名	フリープラン 京都・奈良 京都新阪急ホテル(禁煙ツイン)【食事なし】 禁煙	最少催行人数	2名
食事条件	朝食:0回 昼食:0回 夕食:0回	添乗員	なし

旅程

2019年01月30日(水)	往路	東京 京都	人数	大人2名
2019年01月30日(水)	宿泊	京都新阪急ホテル ツイン	部屋	大人2名
2019年01月31日(木)	宿泊	京都新阪急ホテル ツイン	部屋	大人2名
2019年02月01日(金)	復路	京都 東京	人数	大人2名

交通機関(列車/航空便)

往路	ひかり461号	東京	京都	指定席
1土)	<i>ひか</i> り461号	07:03発	09:45着	14年/市
佑 DV	- t*±670 B	京都	東京	₩≎₩
復路	こだま678号	18:08発	21:47着	指定席

ご旅行代金

旅行代金(合計)	60,400円	お支払い方法	クレジットカード
お支払い金額	60,940円	送料	540円

取消料

取消料発生日	2019年01月10日				
取消日	20日前~8日前	7日前~2日前	旅行開始前日	旅行開始当日	旅行開始後および無連絡不参加
取消料率	20%	30%	40%	50%	100%

受託販売

株式会社駅探 東京都知事登録旅行業第2-6814号 一般社団法人日本旅行業協会 正会員 旅行業務取扱管理者:藤原篤人 〒106-0031東京都港区西麻布4-16-13

旅行企画・実施

株式会社ジェイアール東海ツアーズ 観光庁長官登録旅行業第957号 一般社団法人日本旅行業協会 正会員/ボンド保証会員 〒104-0031 東京都中央区京橋1-5-8

旅行に関するご注意・ご案内

手配について

宿泊施設、交通機関共にお申し込み受付後に手配いたします。ご希望日程で宿泊・往復の交通機関が手配できない場合は、ご予約を承ることができません。 手配結果は、3営業日以内にメールにて回答いたします。

お申し込み条件について

旅行契約のお申し込みは、お申し込み時点で20歳以上の成人の方に限らせていただきます。 チケット配送エリアは離島および沖縄を除く日本国内となります。配送エリア外にお住まいの方はお申し込みいただけません。

宿泊施設について

食事付きプランの場合、宿泊者人数やホテル側の都合により、メニューが変更となることがあります。また、年末年始等の時期には特別メニューに変更となる場合がございます。

取り消しについて

ご出発日の前日から起算して20日前から、弊社規定の取り消し手数料が必要となります。

当サイト利用上のご注意

新幹線・特急セットプランについて

- ・宿泊施設、交通機関共にお申し込み受け付け後の手配・回答となります
- ・伯冶旭&、文通機関共にあ中じ込み受け刊り保吸が手配・凹台となります。 ・満室・満席等の状況により、ご希望の日程での宿泊・往復の交通機関が手配できない場合は、ご予約を承ることができません。 ・ダイヤ改正等の理由により、交通機関の発着時刻・列車名が変更になる場合がございます。
- ・ご希望の列車の設備により、座席についてのご希望にそえない場合があります。予めご了承ください
- ・新幹線・特急セットブランでは、特別割引による乗車券・特急券類を使用しているため、通常のきっぷとは取扱が異なりますのでご注意ください。
- 新幹線・特急セットプランで利用する乗車券は座席数に限りがあります。空席があった場合でも予約できない場合があります。
- ・新幹線・特急セットプランで使用する乗車券は駅の窓口では変更ができません。変更はお申し込み後、マイページから行ってください。
- ・列車の変更期限はお申し込みいただいたプランにより異なります。 お申し込みのプランは各プラン詳細画面でご確認ください。 <東武トップツアーズのプランをお申し込みの方>

出発日の前日から起算して15日前まで1回のみ可能です。お申し出日によっては、ご変更を承ることができない場合があります。

<JR東海ツアーズのプランをお申し込みの方>

- 出発日の前日から起算して22日前まで可能です。お申し出日によっては、ご変更を承ることができない場合があります。
- ・途中下車はできません。その場合は全て前途放棄扱いとなり、払い戻しもできません。
- ・往復のご利用になります。片道のみの払い戻しはできません。
- ただし、JRを利用の場合は2時間以上、小田急電鉄を利用の場合は1時間以上の遅延・運休で未使用の場合は払い戻し対象となります。駅にて証明をお取りください。
- ・ご旅行中にお客様のご都合で使用されなかった切符の払い戻しは一切できません。 ・食事付きプランの場合、宿泊者人数やホテル側の都合により、バイキングをセットメニューへ、またその逆の変更となる場合がございます。
- ・年末年始はお正月料理となり通常のメニューと変わる場合がございます。

航空機セットプランについて

- ・宿泊施設、交通機関共にお申込み受け付け後の手配・回答となります。
- 満室・満席等の状況により、ご希望の日程での宿泊・往復の交通機関が手配できない場合は、ご予約を承ることができません。・・航空機セットプランでは、IT運賃を使用しています。
- ・グループ会社、コードシェア便も含まれます。
- ・フライトスケジュールの変更に伴い、便名・発着時刻などが変更となる場合がございます。最新の国内線時刻表でご確認ください。
- フライトの時間が変更となった場合には便名が優先されます。
- ・航空機セットプランで利用する航空便は座席数に限りがあります。空席があった場合でも予約できない場合があります。
- ・航空機セットプランで利用する航空券は空港カウンター、航空会社では変更ができません。変更はお申し込み後、マイページから行ってください。

- が記している。 いまないのでは、出発日の22日前まで可能です。お申し出日によっては、ご変更を承ることができない場合があります。 ・ ご搭乗者のお名前の変更は一切できませんので、予めご了承ください。 ・ マイル積算の手続きは、お客様ご自身で空港搭乗口に設置している「マイルレコーダー」にて行なってください。
- ・航空券・予約確認書をお送りいたしますので、お客様ご自身でチェックインをお済ませの上、出発の15分前までに保安検査場を通過してください。
- ご搭乗の際にお預けになる手荷物がある場合には航空会社カウンターにてお手続きください
- ・お客様都合による旅行中止の場合、未使用部分についての払戻は一切できません。(欠航等による場合はこの限りではありません)

宿泊プランについて

- ・宿泊施設はお申し込み受け付け後の手配・回答となります。
- ・満室により、ご希望の日程での宿泊が手配できない場合は、ご予約を承ることができません。
- ・洋室で1室3名様以上ご利用の場合にはツイン+エキストラ(ソファー)ベッドのご用意となります。また、セミダブルルームは基本的にベッド幅が狭いため、添い寝のお子様はお受け できません。予めご了承ください。

お申し込みについて

- ・お客様が本サイトを利用して旅行をお申し込みいただくことは、お客様が企画旅行業者に対して旅行のお申し込みをすることになります。
- 駅探は、企画旅行業者の代理人としてお客様のお申し込みを受け付けます。
- ・お申し込みは弊社所定の期日までの受け付けとします
- ・本サービスを利用して旅行契約のお申し込みは、お申し込み時点で20歳以上の成人の方に限らせていただきます。
- ・チケット配送エリアは離島および沖縄を除く日本国内となります。配送エリア外にお住まいの方はお申し込みいただけません。
- ・お申し込み時点では、ご旅行の予約は完了しておりません。
- ・宿泊施設、交通機関共にお申し込み受け付け後の手配・回答となります。
- 満室・満席等の状況により、ご希望の日程での宿泊・往復の交通機関が手配できない場合は、ご予約を承ることができません。
- ・第5希望までご登録いただいている交通機関でお取りできた場合は、ご入力いただいたクレジットカードにて自動的に決済され、予約成立とさせていただきます。
- また、住路・復路の組み合わせは考慮しません。住路・復路で希望順に各々手配します。
 ・弊社営業時間外にいただいたお申し込みについては、翌営業日以降の対応となります。(早割が適用されないこともございます。予めご了承ください。)・お申し込み後、3営業日以内に手配結果をメールでお送いいたします。万が一届かない場合は弊社へご連絡ください。
 ・お申し込み時点では決済されません。ご旅行の手配が完了した時点で、お申し込み時にご入力いただいたクレジットカードにて決済を行います。

- ご入力いただいたクレジットカードが無効になるなど、決済を行うことができなかった場合は弊社よりご連絡させていただきます。 万が一決済を行うことができなかった場合は、ご旅行の契約を取り消しさせていただく場合があります。
- 旅行代金は基本代金に往復の交通機関代金の差額などを計算したものになります。
- ・マイページで≪予約確認≫≪変更・取消≫≪領収書発行≫が可能です
- ・一流 たっと、アの時にのグースを表現して、「現代自元」が、内にという。 ・一流 作のお申し込み、取り消し、交通機関の変更等のお申し込みは、弊社Webサイト上でのみで受け付けています。ご旅行に参加されるお客様ご自身でお手続きください。 ・お客様の情報は正確にご入力ください。ご入力いただいたご住所やメールアドレス、電話番号等の情報に誤りがあった場合、お客様との連絡が取れなかったり、お客様がチケットを 受け取れなかったために生じた損害については、弊社および旅行企画元では責任を負いかねます。 ・携帯用メールアドレスをご利用の方は、予め「ekitan.com」からのメールを受け取れるよう設定をしてください。
- ・ご連絡先となるメールアドレスや電話番号に変更が生じた場合は、速やかにマイページよりお手続きください。ご連絡先に変更があったにも関わらず弊社までご連絡がなかった場合、お客様との連絡が取れなかったために生じた損害については、弊社では責任を負いかねます。予めご了承ください。
- お申し込み番号、暗証番号などは必ずお客様ご自身の責任のもとで管理してください。ご本人確認に必要な情報が確認できた場合は、お客様ご本人とみなし、お申し込み内容をご 案内することがあります。その結果について弊社は責任を負いません。 ・洋室で1室3名様以上ご利用の場合にはツイン+エキストラ(ソファー)ベッドのご用意となります。また、セミダブルルームは基本的にベッド幅が狭いため、添い寝のお子様はお受け
- できません。予めご了承ください。 ・乳幼児のお子様で宿泊施設での寝具・食事を利用されない場合でも「施設使用料」等(現地払い)がかかる場合があります。
- ・本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページに明示した日となります。

契約について

- ・お申し込み時点では契約は成立していません。お客様に指定いただいた候補の中から交通機関および宿泊施設の手配が完了し、駅探より送信するメールでの通知をした時点で契 約が成立します
- ・契約書面については契約成立後にマイページで発行します。

お支払いについて

- ・お客様は、本企画旅行契約が成立したときに企画旅行業者の旅行業約款に定める旅行代金(消費税込み)と、所定のチケット配送料を支払う必要があります。
- ・手配が確定した時点で契約が成立し、同時に、自動的に決済を行います。決済が完了した旨はメールでお知らせします。
- ・お支払いはお客様本人名義のクレジットカードに限ります。
- ・お支払いは一括払いとなります

- ・分割払い/リボ払いをご希望の場合は、ご利用のカード会社へご連絡いただきお手続きください。
 ・お申し込みの時点で、ご登録いただいたクレジットカードが使用可能が確認を取らせていただきます。
 その際、クレジットカード会社によってはご利用情報として、決済金額が通知される場合がございますが、お申し込み時点で決済することはありません。
- ご旅行手配完了後に決済いたします。

チケット等の配送について

- ・チケット類は出発日の7日前を目安に、順次宅配便で発送いたします。(お申し込み日によっては直前になる場合もございます)・交通事情等により、チケットの配達時間は指定していただいた希望時間帯から前後する場合があります。 ・ご入力いただいたご住所の不備や、ご不在による損害が発生した場合、企画旅行業者および弊社は責任を負いません。

- ・貴重品扱いでの発送となるため、宅配ボックスへの投函はできません。

契約の解除および変更について

- ・ご旅行のお申し込み、取り消し、交通機関の変更等のお申し込みは、弊社Webサイト上でのみで受け付けています。ご旅行に参加されるお客様ご自身でお手続きください。
- ・ご旅行の取り消しまたは列車変更のお申し込みは、営業時間内にお手続きが完了した場合のみ当日扱いとなり、営業時間以降は翌日以降の扱いとなりますのでご注意ください。
- ・交通機関・宿泊施設について取り消しの手続きが完了した時点で、ご旅行の取り消しが確定します。 ・取消料は旅行代金の支払いに選択したものと同じ支払方法により、取消料等が発生したときに支払うものとします。
- が出るが、いまいっとない。 ・片道のみの払い戻しはできません。 ・出発日・宿泊施設・宿泊プランをご変更いただく場合は、一旦お申し込みをお取り消しいただいた上で、再度お申し込みし直していただく必要があります。
- その際、取消料が発生する場合は、弊社所定の金額をお支払いいただきます
- ご参加者の人数を変更される場合は、旅行代金が変更になる場合がございます。予めご了承ください。
- ・掲載の内容で利用されなかったメニューがあっても返金はできません。

- ・列車の変更期限はお申し込みいただいたプランにより異なります。 お申し込みのプランは各プラン詳細画面でご確認ください。 〈東武トップツアーズのプランをお申し込みの方〉 出発日の前日から起算して15日前まで1回のみ可能です。お申し出日によっては、ご変更を承ることができない場合があります。
- <JR東海ツアーズのプランをお申し込みの方>
- 込みについて取り消しのお手続きをお願いします。
- ・航空便の変更は、出発日の22日前まで可能です。お申し出日によっては、ご変更を承ることができない場合があります。
- ご搭乗者のお名前の変更は一切できませんので、予めご了承ください。 ・お客様都合による旅行中止の場合、未使用部分についての払戻は一切できません。(欠航等による場合はこの限りではありません)

契約の解除に伴う手続きについて

- ・交通機関およびクーポン類を発券・配送済みの状態で契約解除された場合、案内された所定の期日以内に、配送した全てのチケット等を弊社に返却してください。
- ・取り消しされる場合には以下のお手続きをお願いいたします
- 所定のお手続きをすべて完了していただかない場合は、払い戻しができませんのでご注意ください。
- <新幹線・特急セットプランをご利用の場合>
- ①往路指定列車の出発時間前までに、駅の窓口にて往復分の乗車券の取消証明を取得してください。
- ②(ご出発日の前々日以降の場合)お客様ご自身で各宿泊施設へ取り消しのご連絡をしてください。
- ③旅行開始日から10日以内に、取消証明取得済の乗車券及びクーポン類を全て弊社までご返送ください。
- <航空機セットプランをご利用の場合>
- ※※※ 出発日2日前までに取り消す場合 ※※※
- ①旅行開始日から起算し10日以内に、クーポン類を全て弊社までご返送ください。 ※※※ 出発日前日以降に取り消す場合 ※※※
- ①お客様ご自身でご利用の航空会社に取り消しのご連絡をしてください。
- ②お客様ご自身で宿泊施設へ取り消しのご連絡をしてください。
- ③旅行開始日から起算し10日以内に、クーポン類を全て弊社までご返送ください。
- <宿泊プランをご利用の場合>
- ※※※ 出発日4日前以前(取消料発生前)に取り消す場合 ※※※
- ①マイページにログインして、取り消し操作をしてください。 ②宿泊クーポンを受領済みの場合は、旅行開始日から起算し10日以内に、宿泊クーポン類をすべて弊社までご返送ください。 ※※※ 出発日3日前以降(取消料発生後)に取り消す場合 ※※※
- ①マイページにログインして、取り消し操作をしてください。
- ②お客様ご自身で各宿泊施設へ取り消しのご連絡をしてください。
- 施設へ取り消し申し出の際、施設担当者のお名前の確認をお願いいたします。

- ③お問い合わせ窓口へ施設取り消しの旨、ご連絡ださい。 ④旅行開始日から10日以内に、宿泊クーボン類をすべて弊社までご返送ください。 ・ご返送は簡易書留または宅配便でお願いいたします。その際の送料はお客様のご負担となります。 ・普通郵便等、配達記録の残らない方法でご返送いただき、弊社到着前に紛失等が発生した場合、払い戻し・ご返金はできません。
- ・着払いでチケット類を返送いただいた場合は、返金額から送料分の金額を差し引いて返金する場合があります。
- ・返金手続きは全てのチケット等がお客様より返却されたことを企画旅行業者が確認した後に行います。
- ・取り消し手続き完了後、旅行代金から所定の取消料を差し引いた差額を、お申し込み時にご利用いただいたクレジットカードに返金させていただきます。
- チケット類を発送する前に取り消しのお申し込みをいただいた場合は送料は返金しますが、既にチケット類を発送済みの場合は返金できませんのでご了承ください。
- ・返金はお申し込み時のクレジットカードに行います。クレジットカードが有効でなかった場合などにお客様と連絡がつかなかった時は、返金できない場合があります。
 ・返金が完了しましたら、メールにてお知らせします。クレジットカード会社の精算のタイミングにより、返金までにお時間をいただく場合があります。

お問い合わせ等について

- ・弊社へのお問い合わせについては、以下の窓口までご連絡ください。
- 電話番号:03-6367-5940 営業時間:10:00~19:00 営業日:月~金(土日祝祭日、年末年始、弊社休日を除く)・営業時間外のお問い合わせについては翌営業日以降の対応となります。
- ・旅行企画・実施元へのお問い合わせについては、お客様への送付物に記載されている窓口宛にご連絡ください。

同意事項

- ·取引条件説明書面を電磁的方法(PDFファイル)で交付することを承諾します。
- ・取引条件説明書面を保存または印刷し、内容について了承した上で申し込みます。
- ・旅行手配等のために必要な範囲内において、旅行企画・実施会社、手配代行者および運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号およびメールアドレ ス等の個人情報を提供することに同意します
- 株式会社駅探の個人情報保護方針を確認し、内容について了承しました。

ご旅行条件書(国内募集型企画旅行)

1. 本旅行条件書の意義 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

募集型企画旅行契約

(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画 旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。 (2当社はお客様が出社の定める旅行日程になって運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関する サービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。 ル東海ツアーズ(東京都中央区京橋 1-5-8 観光庁長官登録旅行業 第957号)

3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット又はホームページ、本旅行条件書、日程表及び、当社旅行業約款募集 型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

旅行のお申込みと契約の成立時期

)当社又は当社の受託営業所「以下「当社与」といいます。)にて必要事項をお申し出のうえ、下記に記載した社会を表えておいろいただきます。当社業がの都合と、専門の書面に必要事項を記入いただく場合もこさいます。申込金はが行代金をも方支払いいだくくをに、その一部として繰り入れます。また、統行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

お申込金(おひとり)	12,000円	代金の20%
旅行代金	6万円未満	15万円以上
お申込金(おひとり)	6,000円	30,000⊞
旅行代金	3万円未満	15万円未満
お申込金(おひとり)	3,000⊞	20,000円
旅行代金	1万円未満	10万円未満

(2)当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の適信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。 この場合予約的時点では契約は近立しておらず、当社もか予格の落構の音を通りによりの盟日から基膜して 3 日以内にお申込内容を確認、 明立立立式 4 いるでなびよい。 て 7 日以内にお申込内容を確認、 1 計とりはお申込みで入上のでしていただきます。 この帰間のに申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。 3 いまの支払いがなされない場合。 当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。 3 いまの数がは、電話による中申込みの場合は、本域の(により申込金を支援との旅行契約を承諾する意知を出したとき)、フシミリでお申込みの場合は、申込金の方支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する意知を出したときに、成立いたします。また、電影、第度、ファクシミリぞの他の適信に持ちかる場合とである。 3 に 電話、郵便、ファクシミリぞの他の適信に対してとりませ

點

(5契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。 地対すらは、契約責任者が構成者に対して現に働い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任者がはなもに対して規に働い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。 何当社らは、契約責任者が四本・グループに回行しない場合、旅行開始後においては、あらかしめ契約責任者の

契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が

一スの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに契約 成立となり、当該預り金を申込金として取り扱います。 9)本項(8)の場合で、

お申込み条件

保護者 0歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また旅行開始時点で15歳未満の方は、 の同行が必要です。

(2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の特別、年令、資格、技能その治条件が当社の指定する祭件に対しない場合は、「全部なお借力する場合がとります。 活力を条件に出致しない場合は、「全部なお借力する場合がなった事。 3)活力を操作の表現してある。その他の女社会的勢力であると当明した場合は、「参加なお厨リする場合が

(4)お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行っ

(8)当社は、旅行の安全かり円滑を実施のために介助者又は同いまった。これにいるこれでいるのであた。 ついて内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた指置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、広客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(6)(7) 医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が 9)当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)2)はお申込みの日から、 (8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。 10お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、

判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費 11.お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、 用はお客様の

心お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合

は、ご参加をお断りする場合があります。 10その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

1)当社らは、旅行契約成立の際には張やかにお客様に、旅行日程、旅行日子。区域の内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約無面をお遂しします。契約無面はバンフレット又はホームページ、本旅行条件書手により構成されます。お渡しした契約書面で旅行日程等が確定している場合は、改めて日程表等の書面はお渡しません。 契約書面と日程表のお渡し (1)当社らは、旅行契約成立の際には速む

(2)本項(1)において旅行日程等が確定しない場合は、当社らはお客様に確定書面として、集合時刻・場所、利用運送機関、彼治機関等に関する確定情報を記載した日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにも渡じします。 たたし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してきかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しまることがあります。

6. 旅行代金のお支払い 旅行代金は旅行開始日の前日から3

旅行代急は旅行開始日の前口から起算してさかのぼって 18 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行 開始日の前日から最高してさかのほって 18 日目にあたる日以降にお印込の場合は、旅行開始目的の当社もが 構定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第 24 頃に規定する通信部外を締結しない場 合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカー トよりの客様の選者形成 し、旅行代金、相込金、国の加化金レして表示したのでを含みます。)中等 14 頃に規定を る原港科・建約料、達別 10 頃に規定されている直別体金レで表示したのでを含みます。中第 14 頃に規定を あります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

旅行代金にしいて

œ.

食事代、入場料・ **旅行代金に含まれるもの** 行日程に明示した運送機関の運賃・料金 (注釈のないかぎリエコノミークラス)、宿泊費、 スにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。 **拝観料等及び消費税等諸税。** (1)旅行日程に明示し;

(3)その他パンフレット又はホームページにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。 (2)添乗員が同行するコ・

旅行代金に含まれないもの [11]から③のほかは旅行代金に含まれま 9. 加州

(「超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。 (2空港施設使用料。(パンフレット又はポームページに関示した場合を除きます) (3)グリーニング代、電報電路料をの他の追加終資準個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。 (4)ご報告者の参加を打るオブショナル・ツアー(別送料金の小統行)の料金。 (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。 その一部を以下に例示いたします。 一会 ボガ・ボ ナム・

(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

追加代金 10.

·ラ「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。) ッット又はホームページ等で当社が「グレードアップブラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレー プのための追加代金。 第7項で

(2) 「食事なレブラン」等を基本とする「食事つきブラン」等の差額代金。 (3)パンソント又は計・ムページ等で当社が「延却プラン」と称するボナルの宿泊延長のための追加代金。 (4)パンアレット又はボームページ等で当社が「ズーバーシート追加代金」と称する航空座席のクラス設実見に要す (4)パンプレット又はボームページ等で当社が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス設実見に要す る運賃差額。

|その他パンフレット又はホームページ等で「××××追加代金」と称するもの(ストレートチェックイン追加 代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット又はホームページ等に記載した場合の追加代金等)。 (5)その街パ

11. 旅行契約内容の変更当社は旅行契約締結後であっても、

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中LL、官公 署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得い、事由が壮した場合において、 旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため山左を得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関 日の「得ないものである理由及び出募事由との因異関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更すること があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

旅行代金の額の変更 15.

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。 (1別開する連法機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常振復生みる程度を大幅に超えて払訂され たときは、その政打登線だり旅行体を変更いたします。ただし、旅行代金を増務変更するときは、旅行開始 日の前日から起票してさかのは5~56日にあたる日より前にお客様に通知いたします。

少額だけ旅行代金を滅額します。 (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額しま (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減

(4)第 11 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった所行サービスにおりて取消料、建物料を心他に立むい、ソービスがあれているにもかったり、機能を含かっます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の経路・場所を持ちます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の経路・経過機関等の経路・場合は最適等の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。 (9)出社は、選送・高品機関等の利用人員直により既代代本が異なる音をパンワン・アスはホーム・2等に記載して場合、旅行表別の政策を見ませか真により近代本金が変更を言まれている。

に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

お客様の交替 13. お記

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所 たの事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手物科として所定の金額ないただき ます。(限し前型を客所している場合、別途再発が「関わる豊田を請求する場合があります。 表契約上の地 他の譲渡は、当社が選携したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を襲り受けだかが、この旅行契約に到 る一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応 ます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わら のの譲渡は、出力が発指したときに効力を生し、以後旅行委 る一切の権利及び義務を継近することとなります。なお当社 じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

アースの東海のアース できゅう

14. 取消料 (1旅行数の成立後、お容様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはバンフレット又はホームページ記載の取消を終って参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。 取消料を、ご参加のお客様から11室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。 20当社の資産とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いただ

(3)第 26 項に規定する個人情報の利用目的に同意いただけないことを理由にお取り消しになる場合も、所定の取 当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したもの (4)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除 とし、欧洋料と同額の適割材をいただまます。 (6)お客様のご都合による出発日及びコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、 係のお取り消しとみなし、所定の欧洋料を収受します。 だきます。 消料をお支払(

旅行開始前の解除 15. 旅行開始 (1)お客様の解除権

① お客様はパンフレット又はホームページに記載した取消料をお去払いいただくことにより、いつでも旅行 契約を解除することができます。たた「契約機能のの毎」しば、5年は公共で電業機関内にお受りします。 る お客様は次の項目に終りする場合は同談料なして旅行影が客除することができます。
 a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 23 項の表左欄に掲げるものその他の重要なも のである場合に限ります。
 b. 第12 項目に基づき、所行性が機関なだされたとき。
 c. 天災地変、帳乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生 。 天災地変、帳乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生

天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大き

当社らがお客様に対し、第5項の/2/に記載の日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。当社らがお客様に第7爻書曲により、パンプレット又はホームページに記載した旅行日程に従った旅行業務が不可能 だなっただき . ө.

は申込金)か その差額を申 当社は本項(100)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の設治存金(の目は、その無額を申しの所立の計算存金(の目は、その無額を申し受けます。非本を同いのこより、旅行契約が解除されたときは、既に収免している旅行代金(あるい)と呼ります。非本を同いのこより、旅行契約が解除されたときは、既に収免している旅行代金(あるい) は申込金)全額を払い戻しいたします。

○ お警権が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(10の)に規定する取消料の回額の適終的本をお支払いいただきます。
 ② 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 3 かる療用に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 3 の事務が当社のあうかしの明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が薄4項の3から10までのいずれかに該当することが判明したとき。
c. む客様が薄4、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
d. お客様が他のお客様に迷惑を及じ、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
d. お客様が設め内容に関し合理的な範囲を起する負担を求めたとき。
f. お客様の入撃が内容に関し合理的な範囲を超りを直接を求めたとき。
f. お客様の入撃がパンフレット又はホームページに記載した最少維行人員に満たないとき。この場合は旅行・指触地の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前(日帰り旅行は 3 日目に当たる日

. 00

٠

ている旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。 (m)

16. 旅行開始後の解除 (1)志客様の解除権

(1) お客様がご都合により途中で離回された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしま 中 た。 ② 存ん。 ③ お客様の責に帰さない事由によりパンファット又はホームページに記載した旅行サービスの提供を受けら れない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスの提供に係る部分の 契約を解除することができます。 ③ 本類10のの場合において、当世は、旅行代金のうち旅行サービス回当該受領することができなくなった 部分に係る金額を成行者に払い戻します。 ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合に おりに係る金額を成行者に払い戻します。 ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合 おいては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、連約料えの他の既に支払い、又はこれから おいては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、連約料その他の既に支支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当社の解除権 (3)当社の解除権 (3) 当社は次(C)

当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあ ります。

お警集が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 ・ 必警線が対 4 項の3的から163 平での19 すがれた「該当することが判則したとき。
 ・ お警様が旅行を安全かり口場に実施するための表現等等で他の者による当社の指示への選請、これらの者とが旅行を安全かり口場に実施するための表現等や他の者による当社の指示への選請、これらの者又は同行する他の旅行者に対する最行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全か

○円滑な実施を妨げるとき。は、電力・電力機関等の旅行サービス提供の中は、官公署の命令その他の当社の関与し傷ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。② 解除の効果及び払い戻し

本項2の①に記載した事由で当社が統行契約を解除したさまは、契約を解除したためにその提供を受けられなかっただけして2の基準者に対して、現時は「総合体やの他の毎日で既に支払い、又は支払わらければならない費用があるときは、これをお客様の責担とします。この場合、当社は旅行作金のうち、お客がはならない費用があるときは、これをお客様の責担とします。この場合、当社は旅行作金のうち、お客 様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の農用から当社が当該旅行サービス提供者に 支払い又はこれから支払うべき取消料・道約料々の他の名目による費用を港し引いて払い戻しいたします。 ③ 本質20の0のの3、 dにより当社が指行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で 出発地に戻るための必要な手配をいたします。 ④ 当社が本項20の0の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来

|当社は「第12項の[2](3)(5)の規定により終行性金を滅撃した場合」又は「第14項から第16項までの規定により活動を指した。 |おち務集しくに出社が統行契約を解除した場合。「、お客様で別し払い原本と主動が扱い上したとおれ、統行 |期始前の解除による払い限しにあっては解除の翌日から民事して7日以内に、旅行代金の減激又は旅行開始を ムページに記載した旅行終了日の翌日から起算して の解除による払い戻しにあってはパン

30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。 2)本項(1)の規定は、第 19 項 (当社の責任) 又は第 21 項 (お客様の責任) で規定するところにより、お客様又は 当社が損害賠償請求権を行使するこ

4/ターポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡しした全てのクーポン券類が必要となります。全てのグ・ 筆を行使することを妨げるものではありません。 Iヶ月以内にお申込店に払い戻しをお申し出ください。 3)お客様は出発日より

ポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

添乗員

|契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施 完全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から 20 時までとします。 と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。 (2)<u>覆地添乗員両行表</u>未コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員か同行いたします。 <u>現地添乗員の業務</u>は本項(1)における添乗員の業務に準じます。 (3)<u>寝地係員委別</u>表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行なにます。 |添乗員同行||表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則と

お願い、たします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なフーボン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様に自身で行って頂きます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取り止めにする場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。尚、取扱販 (ホテル・交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないことになりますのでご注意ください。 売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関 4個人型プランは添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、

5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容 の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っ て頂きます。

19. 当社の責任 リ当社は募集地に商品行政的の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に選集を与えたときは、お客様が被られた損害を指領いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して追知があった場合に限ります。

2)お容様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責

③天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日寝の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の 数本、火災により実生する錯害②電送・宿泊機関等のサーに式供収の中止欠はてわらのために生しる旅行日程 の変更もしくは旅行の中止の高込書の命令、店業局による隔離及はこれらによって生しる旅行日程の変更、飲 行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又は 任を負いません。

3)手槽物について生じたが同じの損害につきましては、本項10か客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起籍して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失が ある場合を除きます。)といたします。

これらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

20. 特別補償 (1当社は前項(10当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約數特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行 参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につぎましては死亡補償金(1800 万円)・後遠摩書補償金(1800 万円を上限)・入院見舞金(2 万円〜20 万円)及び通院見舞金(1 万円〜 5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限 募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。 参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、

本項(NCかかわらず、当社の手配による夢集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日に ついては、その旨パンフレット又はホームページに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいた 3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅 2)本項(1)にかかわらず、 しません

する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項们の補償金及び見舞金を支払いません。 ただし、 製造種から業単位配所行日配に合まれているときは、この例ではありません。 引当は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、バスボート、免許証、査証、預金証書・ 貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他にれらに準ずるもの、コンタクトレ ジャイロブフーン搭乗その他にれらに類 ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター 行に含まれない場合で、自由行動中の山岳窓はん(ビッケル、アイン)。 用するもの), リュージュ、ボブスレー、 スカイダイビング、ハングヴァ マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、

ンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い業務と前項により損害賠償業務を重ねて負う場合であっても、一方の義務 が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

お客様の責任

(1)お客様の故意、遺失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社物飲の規定を守らないことにより 当社が消害を受けて場合は、当社はお客様から損害の暗臓を由し受けます。 (3)お客様は、導集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務 その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書 と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、 3)お客様は、旅行開始後におい

要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わ :れが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に 地力イド、当隊旅行サードス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。 4世社は、旅行中のお警様が、疾病、傷華等により保護を要する状態にあると認めたときは、 ることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すく事事由によるものでないと 当該旅行サー なければなりません

りクーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となりま す。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

3)当社は、バンブレット又はホームページ等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その官を明示します。この場合、当該可能なよい等に診断中に含葉に表生した講覧で対しては、当社は等 20 項の特別補償規程は適用します(ただし、当該オブンョナルツアーのご利用日が主た多葉建設企画統での「無手配日」であり、がつ、その旨パンフレット又はオームページ又は確定書面にて記載した場合を除さま の「無手配日」であり、かつ、その旨/ す。)が、それ以外の責任を負いません (3)当社は、パンフレット その旨を明示します。

旅程保証 23.

「当社は、大変左觸に掲げる契約内容の重要な変更が生した場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右編に記載するを乗して行作鎖の変更確保を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(10別度に基づく責任が発生することが明らがよ場にには、変更補償セとしてではなく、損害賠償金の全部以よ一部として

支払います。 ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行わ れているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の譲設備の不足が発生したことによる変更の

。 旅行日程に支障をもたらず悪天候、天災地変 b・戦乱 。・暴動 d.官公署の命令 e.欠航、不 通、株業者連之・信が推開等の旅行サービスを担任の中止 「・経証、連送ステンュールの変異等当初の運行 計画によっない・憲法サービスの提供 s.旅行を加速の生命又は身体の安全確保のため必要な措置 ②第 5項及び第 19項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係分支の場合、当 場合は変更補償金を支払います。) 社は変更補償金を支払いません。

中に当該旅行インに、スの提供を受けることができた場合があれてまた。場外で文本です。ティーでは、 (2本属)の規定においたりで、当社がひとつの所で対象に基づきまたり変異構備を登載しません。 で代金」に「56を選して得た物を上級とします。またひとつの所行数がに基づきまた。 ひとり様につき 1000 円末満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。 (3世社はお客様の同意を得て確認による変更補償金を支払いません。 バに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、 (%) (%)

	変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金	つき下記の率×旅行代金
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②バンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した 入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。) その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
②バメフト・又はホームページ又は確定書面に報じた。 選決関の条線又は影備のより低い将金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額がバンフレット 又はホーム~シスは配主面に記載した等級及び設備 のそれを「国った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④バンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤バンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の 異なる便への変更	1.0%	2.0%
®パンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由 便への変更	1.0%	2.0%
③バンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した 宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
◎バンフレット又はホームページ又は確定書面に記載した 宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件 の変更	1.0%	2.0%
③上記①~◎に掲げる変更のうち募集バンフレット又はホームページ又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	9.0%
圏世人多子書店分別兼任員士勺盃ラ人多子書店分別兼任員人多子書店分だ―。グニー士士勺ニニニコできててき	野土口雪ラス多日番目	発売という。

パンフレット又はホームページの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り

その他の旅行サービスの場合 1 数 ⑤の料率を適用します。 注2:◎に掲げる変更については、①~◎の料率を適用せず、◎の料率を適注3:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1拍毎に、

- 当事項毎に1件とします。 注4:④②⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1 「町り扱い末す。

注5:②④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。 注6:④運送機関の会社名の変更、②宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴 注7:④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しま

といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の ットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」 5くして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」とい 通信契約による旅行条件は、当社が提携するクレジットカー

点で異なります

(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により

「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を (2)申込みに際し、「会員番号 (クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただき 履行すべき日をいいます 異なります。) (1)本項でいう「

③適信契約による旅行契約は、当社らが統行契約の締結を承諾する旨を郵便で通知する場合には、当社らがその知知な発した時で放立し、当社らが電話。e-mal 等の職士承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。 判がお客様に到達した時に成立するものとします。 「当社らは超級会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「バンフレット又はホームページに記載、「当社らは超級会社のカードにより所での伝票への会員の署名なくして「バンフレット又はホームページに記載 (3)通信契約による旅行契約は、

(4)当社のは提携会社の力-

する金糖の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用には「実めない」とします。 用用は「実めない」とします。 で製剤解除の古用し出かるった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の 翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻

(6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までにお支払い 除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいた。 いただけない場合は、第 14 項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

「旅行士」けがそした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への 指帯の機構まや砂磨機を回収が大変困磨である場合がかります。「これらを抽探するため、方象表に自身で充分を 際の国内旅行保険に加入されることをむ割めします。国内旅行保険については、取扱店の販売員にお問い合わせ 25. 国内旅行保険への加入について こ旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費

26. 個人情報の取扱い (1当社内に、旅行申込みの受付に際し、お申し出いただいた必要項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報を提供いた行うない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サーヒスの手配及びそれら のサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込み、ご依頼をお引受できないことが あります。

(2)当社らは、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様 についてお客様に同意いただくものとします。その他、当社らは、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご懸想の提供のお願い③アンケートのお願い④特 ことがあります。 やサービス・キャンペーンのご案内の旅行参加後のご意見やご感想の提供の治験與サービスの提供の統計資料の作成、にお警様の個人情報を利用させていただく

(3)当社は、旅行添乗業務、空港等でのあっ旋サービス業務等において、本項10により取得した個人情報を取扱う業務の一部又は全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当談委託先企業を当社基準により選 来が、、3~のの発生に関する数かでなった。 でし、効果保持に関する数かを交わった上で個人情報を預託いたします。 (4)当社は各支店に個人情報保護管理者を配置しています。また、当社における個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先は、当社ホームページ(http://www.jroums.co.jp/)をご参照ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準 本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、バンフレット又はホームベージに明示した日となります。

かの街

|)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発 生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生 じたときには、それらの費用はお客様にこ負担いただきます。

(2)お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任 で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。(3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックスト

は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、 (4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

。の夢集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合があ 「が、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。ま 利用航空会社の変更により第 19 項(1)及び第 23 項(1)の責任を負いません。

原則として 旅館・ホテル等において、お客様が洒類・料理・その他のサービス等を加算された場合は、 消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。